

青森県報

号外第十四号

令和七年
三月二十四日
(月曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

○第五種共同漁業権に係る増殖計画量の基準……………

(海区漁業
調整委員会
事務局) …… 一

○コイの持ち出し禁止及び放流の制限等に関する委員会指示 (同) …… 四

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会公示第四号

第五種共同漁業権に係る令和七年度増殖計画量の基準は、次のとおりとする。

令和七年三月二十四日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

免許番号	河川 湖沼	魚 種	増 殖 計 画 量 の 基 準
内共第一号	笹内川	アユ ヤマメ イワナ	種苗放流 一万尾 (六〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 一箇所以上

内共第二号	内共第三号	内共第四号	内共第五号	内共第七号	内共第九号	内共第十一号	内共第十二号
吾妻川	追良瀬川	大童子川	赤石川	平滝沼	前潟・セバト沼・明神沼	十三湖・唐川	山田川・田光沼
アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ カジカ	コイ フナ	フナ ワカサギ	フナ ウグイ エビ ワカサギ	フナ
種苗放流 二千尾 (一二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 四万尾 (二四〇キログラム) 以上 種苗放流 五万尾 (一〇〇キログラム) 以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 二千尾 (一二キログラム) 以上 種苗放流 二千尾 (四キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 三万尾 (一八〇キログラム) 以上 種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 二万尾 (四〇キログラム) 以上 種苗放流 四千尾 (八キログラム) 以上	種苗放流 六千尾 (一二キログラム) 以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 一万尾 (二〇キログラム) 以上 産卵床造成 二箇所以上 増殖床造成 十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 五千尾 (一〇キログラム) 以上

内共第十四号	内共第十三号
平川	岩木川
アユ ヤマメ コイ フナ イワナ イワナ ウグイ カジカ	アユ ヤマメ コイ フナ イワナ サクラマ ス ウグイ カジカ カワヤツ メ カワヤツ メ
種苗放流 八千尾（四八キログラム）以上 種苗放流 三千二百尾（六・四キログラム）以上 種苗放流 一万二千尾（二四キログラム）以上 種苗放流 一千六百尾（三・二キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上 産卵床造成 一箇所以上	種苗放流 五万一千尾（三〇六キログラム）以上 種苗放流 一万三千尾（二六キログラム）以上 種苗放流 一万六千尾（三二キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 種苗放流 一万二千尾（二四キログラム）以上 種苗放流 五千尾（五〇キログラム）以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 産卵床造成 七箇所以上 汲上放流 百六十尾（一九キログラム）以上

内共第十五号	内共第十六号	内共第十七号	内共第十八号	内共第十九号
浅瀬石川	旧十川	増川川	今別川	蟹田川
アユ ヤマメ コイ フナ イワナ ニジマス ウグイ カジカ	コイ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ コイ イワナ イワナ ウグイ
種苗放流 五千尾（三〇キログラム）以上 種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上 種苗放流 四万八千尾（九六キログラム）以上 種苗放流 二千尾（四キログラム）以上 種苗放流 一万二千尾（二四キログラム）以上 種苗放流 四百尾（一キログラム）以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 四万尾（八〇キログラム）以上 種苗放流 四千尾（八キログラム）以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上	種苗放流 一千尾（六キログラム）以上 種苗放流 一万六千尾（三二キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上	種苗放流 七千尾（四二キログラム）以上 種苗放流 六千尾（二二キログラム）以上 種苗放流 六千尾（二二キログラム）以上	種苗放流 八千尾（四八キログラム）以上 種苗放流 八千尾（二六キログラム）以上 種苗放流 八千尾（二六キログラム）以上 種苗放流 八千尾（一六キログラム）以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第二十 一号	内共第二十 二号	内共第二十 三号	内共第二十 四号	内共第二十 五号
野内川	野辺地 川	川内川	目滝川	易国間 川
アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ	アユ ヤマメ イワナ
種苗放流 四千尾（二四キログラム）以上 種苗放流 一万四百尾（二〇・八キログラ ム）以上 種苗放流 一万六千尾（三二キログラム）以 上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 八千尾（四八キログラム）以上 種苗放流 六千四百尾（一二・八キログラ ム）以上 種苗放流 六千四百尾（一二・八キログラ ム）以上	種苗放流 六千尾（三六キログラム）以上 産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 二万四千尾（四八キログラム）以 上 産卵床造成 六箇所以上 産卵床造成 五箇所以上	種苗放流 一千尾（六キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上 産卵床造成 三箇所以上	種苗放流 五千尾（三〇キログラム）以上 種苗放流 六千尾（一二キログラム）以上 産卵床造成 三箇所以上

内共第二十 六号	内共第二十 七号	内共第二十 八号	内共第二十 九号	内共第三十 号	内共第三十 一号
大畑川	野牛川	大沼	左京沼	小老部 川	老部川
アユ ヤマメ ヤマメ イワナ イワナ ウグイ	コイ ウナギ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	コイ ウナギ ワカサギ エビ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ	アユ ヤマメ イワナ ウグイ
種苗放流 一万八千尾（一〇八キログラム） 以上 種苗放流 五万尾（一〇〇キログラム）以上 産卵床造成 一箇所以上 種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 種苗放流 四百尾（八キログラム）以上	種苗放流 一万五千尾（三〇キログラム）以 上 種苗放流 千二百五十尾（二五キログラム） 以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上	種苗放流 一万五千尾（三〇キログラム）以 上 種苗放流 千二百五十尾（二五キログラム） 以上 産卵床造成 三箇所以上 増殖床造成 二十箇所以上	産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 産卵床造成 二十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上	産卵床造成 二十箇所以上 種苗放流 六万尾（一二〇キログラム）以上 産卵床造成 二十箇所以上 産卵床造成 二箇所以上

内共第三十 二号	内共第三十 四号	内共第三十 六号	内共第三十 七号	内共第三十 八号
老部川	高瀬川 ・市柳 沼・田 面木沼	小川原 湖・内 沼・姉 沼・花 切川・ 砂土路 川・七 戸川	奥入瀬 川・明 神川	鳶沼
ヤマメ イワナ	コイ フナ ウナギ ワカサギ	ヤマメ イワナ コイ ウナギ フナ ウグイ ワカサギ エビ	アユ ヤマメ コイ イワナ ニジマス ウナギ サクラマ ス ウグイ	ヒメマス
種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上	種苗放流 六千尾（一二キログラム）以上 種苗放流 一千尾（二キログラム）以上 種苗放流 五百尾（一〇キログラム）以上 ふ化放流 三千万粒以上	種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 種苗放流 十五万五千尾（三一〇キログラ ム）以上 種苗放流 二千五百尾（五〇キログラム）以 上	種苗放流 八万尾（四八〇キログラム）以上 種苗放流 八万尾（一六〇キログラム）以上 種苗放流 三万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 二万尾（四〇キログラム）以上 種苗放流 四千尾（八キログラム）以上 種苗放流 三百尾（六キログラム）以上 種苗放流 四万尾（四〇〇キログラム）以上	種苗放流 五千尾（一〇キログラム）以上 産卵床造成 二十五箇所以上

内共第三十 九号	内共第四十 号	内共第一 十号
馬淵川	新井田 川	十和田 湖・奥 入瀬川
アユ ヤマメ コイ イワナ ウナギ サクラマ ス ウグイ	アユ ヤマメ ヤマメ ヤマメ コイ フナ イワナ ウグイ	ヒメマス サクラマ ス（陸封 型） コイ フナ エビ
種苗放流 三万尾（一八〇キログラム）以上 種苗放流 一万尾（二〇キログラム）以上 種苗放流 六万四千尾（一二八キログラム） 以上	種苗放流 一万尾（六〇キログラム）以上 種苗放流 一万六千尾（三二キログラム）以 上 産卵床造成 五箇所以上 種苗放流 四万尾（八〇キログラム）以上 産卵床造成 二箇所以上 産卵床造成 三箇所以上 産卵床造成 八箇所以上	種苗放流 七十万尾以上 種苗放流 一万尾以上 種苗放流 五万尾以上 種苗放流 二千二百尾以上 増殖床造成 十六箇所以上

青森県内水面漁場管理委員会指示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項及び第七十一条第
四項の規定により、水産動植物の保護を図るため、本県内のコイ（マガイ及びニシキ
ゴイをいう。以下同じ。）の取扱いについて、次のとおり指示する。

令和七年三月二十四日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 指示の内容

1 コイの持ち出しの禁止

県内の公共用水面及びこれと連接一体を成す水面（以下「公共用水面等」という。）において、コイがコイヘルペスウイルス病にかかり又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域（水面に設置した工作物等により、コイの遡上を考えられず、制限する必要があると判断される上流域を除く。以下「指定水域」という。）においては、青森県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。
なお、指定水域については、青森県知事が別途定め、速やかに公表するものとする。

2 放流等の制限
ただし、公的機関が試験研究や検査に供する場合は、この限りではない。

公共用水面等において、コイを放流する場合には、放流用のコイが次に掲げる要件のいずれにも該当するコイでなければ、放流してはならない。ただし、採捕したコイをその場で再び放流する場合及び委員会が承認した場合は、この限りではない。

（一）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

（二）コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないこと。

（三）PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイであること。

3 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

二 指示期間

令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 森 号 県	(印刷所・販売人) 青森市第二間屋町三丁目一 東奥印刷株式会社 番七号	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭
--------------------------------------	---	-------------------------------